

# 第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画の 進捗状況について（令和2（2020）年度末現在）

## 1 施策における主な取組の実施状況

### <参考> 第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画の体系

施策の方向性	施策	主な取組
1 個のニーズに 基づくサービス の提供	施策1 在宅サービス等の充実	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実 (2) 自立生活を支援するサービスの充実 <b>重点</b> (3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進
	施策2 相談支援体制の充実	(1) 相談支援の利用促進 (2) 基幹相談支援センターの機能の充実 <b>重点</b>
2 地域生活を 支える 環境づくり	施策3 地域移行・地域定着支援の充実	(1) 地域生活支援拠点の整備 <b>重点</b> (2) 居住支援体制の充実 (3) グループホームの充実 (4) 精神障害者支援のための関係機関の連携
	施策4 障害者の支援事業の充実	(1) 障害者の通所事業の拡充 <b>重点</b> (2) 高次脳機能障害者の支援事業の充実
	施策5 就労支援の充実	(1) 一般就労への移行の促進 (2) 就労定着支援の推進 <b>重点</b> (3) 障害者優先調達の推進
	施策6 障害児の支援事業の充実	(1) 障害児通所支援の充実 <b>重点</b> (2) 重症心身障害児の支援 (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携
	施策7 「中央区育ちのサポートシステム」の推進	(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立 (2) 「育ちのサポートカルテ」の運用 <b>重点</b> (3) 早期発見・早期支援の充実 (4) 発達障害に対する理解の促進
3 地域での 共生社会 の実現	施策8 心のバリアフリーの推進	(1) 障害者差別解消の推進 <b>重点</b> (2) 障害と障害者の理解のための意識啓発 (3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進 (4) 障害者福祉団体との連携
	施策9 障害者の権利擁護と虐待防止	(1) 成年後見制度や権利擁護の推進 (2) 障害者虐待防止の推進

## 施策の方向性 1 「個のニーズに基づくサービスの提供」

A:計画に掲げた取組を実施できた B:計画に掲げた取組を概ね実施できた C:未実施

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策1	在宅サービス等の充実	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実	A
		(2) 自立生活を支援するサービスの充実【重点】	A
		(3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進	A

### (1)在宅サービス等の情報提供の充実

必要とする在宅サービス等の情報が利用者に届くよう、広報紙やホームページ、事業所連絡会等を通じて情報提供に努めました。また、区が所管する移動支援事業所や相談支援事業所の一覧を作成し、利用者が選択しやすいようホームページへの掲載や案内を配布するなど、情報提供の充実に図りました。

### (2)自立生活を支援するサービスの充実【重点】

基幹相談支援センターと精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」が連携し、居宅介護サービスなどの利用を通じて一人暮らしの生活面における助言や支援を行いました。法改正により新たに開始された自立生活援助については、区内でサービスを提供できる事業所が令和2（2020）年3月に1カ所開設されました。また、移動支援は、平成30（2018）年4月から特別支援学校や特別支援学級（小学1～3年生）の通学にも利用できるよう対象となる外出の範囲を拡大するなど事業の拡充を図りました。

### (3)高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進

おとしより相談センターと特定相談支援事業所との連携により、介護保険サービスと障害福祉サービスを適切に組み合わせた支援ができるよう、ケアマネジャー研修会を通じて障害福祉サービスの理解を深める取組を行うなど、円滑なサービス提供への支援を行いました。新高額障害福祉サービス等給付費は、対象者全員に対して個別に区から案内を行い、負担軽減制度の利用に結びました。

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策2	相談支援体制の充実	(1) 相談支援の利用促進	A
		(2) 基幹相談支援センターの機能の充実【重点】	A

### (1)相談支援の利用促進

平成30（2018）年度より、保健所等複合施設内に拠点化を図った基幹相談支援センター、子ども発達支援センター、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」の3センターが、ケース会議や事例検討会などを通じて連携強化を図りながら、障害に関するあらゆる相談に対応し適切な支援につなげる体制を構築しました。また、それぞれのセンターがリーフレットの配布やホームページへの掲載に加え、講演会などの開催を通じて施設や相談窓口の周知に努め、利用の促進を図りました。

### (2)基幹相談支援センターの機能の充実【重点】

相談支援の中核を担う基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所連絡会において支援情報の共有化を図るためのマニュアルづくりや介護保険と障害福祉サービスの連携のほか、医療的ケア児支援やひきこもり支援などをテーマとした事例検討会などを行うなど、地域全体の相談スキルの向上を図りました。また、区内事業所間の連携強化を図るため、基幹相談支援センターが中心となり、入所施設・グループホーム連絡会を新たに設置しました。

## 施策の方向性 2 「地域生活を支える環境づくり」

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策3	地域移行・地域定着支援の充実	(1) 地域生活支援拠点の整備【重点】	A
		(2) 居住支援体制の充実	A
		(3) グループホームの充実	A
		(4) 精神障害者支援のための関係機関の連携	A

### (1)地域生活支援拠点の整備【重点】

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」への対応として整備が求められた地域生活支援拠点については、まずは地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型による整備を進めるものとし、面的整備の基本となるネットワークの整備に取り組み、令和2（2020）年度末には、地域生活支援拠点等の役割を担う事業所の登録が進み、面的整備型に係る一定の体制整備が図られました。また、「中央区基本計画 2018」では、月島地域での拠点整備を計画に位置づけており、月島三丁目北地区市街地再開発事業における多機能拠点整備型の拠点整備の検討を進めました。なお、国の基本指針では、令和5（2023）年度末までに1カ所以上整備するとされています。

### (2)居住支援体制の充実

親元から自立した障害者や施設などから地域へ戻った障害者の地域生活を関係機関や障害福祉サービス事業者等が連携して支えるため、平成30（2018）年度に基幹相談支援センターが中心となり、入所施設・グループホーム連絡会を設置し、居住支援体制の充実を図りました。

### (3)グループホームの充実

社会福祉法人や NPO 法人等が設置・運営するグループホームへの運営費補助を通じ、安定した居住の場の確保への支援を図りました。「中央区基本計画 2018」において、月島地域における知的障害者グループホームの改築を計画に位置付けており、月島三丁目北地区市街地再開発事業における知的障害者グループホームの改築にあわせた障害者の高齢化・重度化を見据えたグループホームの整備の検討を進めました。

### (4)精神障害者支援のための関係機関の連携

平成30（2018）年度より、精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築に向けた関係者などによる協議の場として自立支援協議会に「地域移行・地域定着部会」を設置し、長期入院から地域に戻る精神障害者が安心して暮らすための具体的支援策の検討を進めました。また、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」が中心となり、基幹相談支援センターや関係機関などと連携を図りながら、精神障害者が地域で自立した生活が送れるよう支援に取り組みました。

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策4	障害者の支援事業の充実	(1) 障害者の通所事業の充実【重点】	A
		(2) 高次脳機能障害者の支援事業の充実	A

### (1)障害者の通所事業の充実【重点】

平成 30（2018）年度より、福祉センターの成人室を生活介護（法定事業）へと移行し、定員を 25 名から 40 名に増やすとともに、重症心身障害や医療的ケアに対する支援の拡充を図りました。医療的ケアが必要な利用者の増加に伴い、看護職員を 3 名体制として、都立東部療育センターとの医療連携（巡回指導・研修派遣）や聖路加国際病院を加えた連絡会を開催するなど、対応力の強化に取り組みました。令和 2（2020）年度から、新型コロナウイルス感染症対策として、医療的ケアを含む重度身体障害者の専用ダイルームを設けたほか、活動の場が密とならない区画や飛沫防止パーテーションの設置、介助における衛生管理の徹底を図るなど、利用者が安全安心に通える環境づくりに取り組みました。

### (2)高次脳機能障害者の支援事業の充実

平成 30（2018）年度より、交流会の拡充（土曜日 4 回から土曜日と平日の年 6 回）を図るとともに、リハビリテーション医師による専門相談を開始し、医学的な相談にも対応できる支援体制の充実を図りました。令和 2（2020）年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により規模の縮小はありましたが、計画期間中を通じて交流会や個別相談の実施、地域の理解を促進する普及啓発や講演会の開催、関係機関の連携強化のための連絡会議の実施など、高次脳機能障害者とその家族を支援に取り組みました。

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策5	就労支援の充実	(1) 一般就労への移行の促進	A
		(2) 就労定着支援の推進【重点】	A
		(3) 障害者優先調達の推進	A

### (1)一般就労への移行の促進

平成 30（2018）年 4 月に施行された法定雇用率の引き上げや精神障害者の利用増加に伴う相談件数の伸びを受け、平成 31（2019）年 4 月から中央区障害者就労支援センターの相談支援専門員を 1 名増員した結果、相談支援件数の実績が約 60%増加しました。また、一般就労への移行促進等のため、障害者雇用に関する企業向けセミナーを通じて企業の障害者雇用への理解促進を図りました。

### (2)就労定着支援の推進【重点】

中央区障害者就労支援事業所ネットワークに参加する就労支援事業所のうち 2 事業所において、平成 30（2018）年 4 月から新たに創設された「就労定着支援事業」を開始しました。就労定着支援とともに障害者就労支援センターによる職場定着支援を活用し、就労に伴う生活面の課題に対応しながら企業や家族との連絡調整等の支援に取り組みました。

### (3)障害者優先調達の推進

中央区障害者優先調達推進方針において、本区の事業に必要な物品の購入や外部委託を行う際は障害者就労施設などからの調達を検討することや、前年度の調達実績額を下回らないよう努めることなどを定めるなど、優先調達の推進を図りました。また、障害者就労施設などで就労する障害者の工賃向上を目指し、中央区障害者就労支援事業所ネットワークに参加する就労支援事業所における共同受注体制構築の検討に向け、都主催の共同受注体制構築に係る検討会に参加するなど、情報収集を行いました。

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策6	障害児の支援事業の充実	(1) 障害児通所支援の充実【重点】	A
		(2) 重症心身障害児の支援	A
		(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携	A

### (1)障害児通所支援の充実【重点】

平成 30（2018）年度に、「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設し、それまで福祉センターで行っていた児童発達支援（集団療育）と放課後等デイサービスの利用定員を拡大するとともに、ワゴン車（車いす乗車用スロープ付き）による送迎、児童発達支援（集団療育）における給食の提供やきょうだい児一時預かり（生後7カ月から就学前まで）を開始するなど、通所支援の充実を図りました。令和 2（2020）年度には、「こどもの発達相談」において、作業療法士及び心理士の出勤日数を増やすことにより、個別療育の実施回数を増やしました。また、障害児相談支援において相談支援専門員を増員し、障害児支援利用計画の作成可能件数を 120 件から 160 件に拡大しました。さらに、車いす対応のワゴン車を 1 台増やすことにより、送迎サービスの充実を図りました。

### (2)重症心身障害児の支援

授業の終了後または学校の休業日に生活能力の向上に必要な訓練を提供するとともに社会との交流を支援するため、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）を対象とした民間の放課後等デイサービス事業所の開設を支援し、平成 31（2019）年 4 月に十思スクエア内に開設しました。重症心身障害児（医療的ケア児を含む）を対象とした放課後等デイサービスを安定して提供できるよう運営事業者に対する継続的な運営費補助事業を通じ、運営への支援を行いました。

また、子ども発達支援センターの児童発達支援（集団療育）において、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）の増加に対応して、令和 2（2020）年度親子で通所するクラスの利用定員を拡大しました。平成 30（2018）年度、令和元（2019）年度ともに、日常的に医療的ケアを必要とする重症心身障害児などの居宅に訪問看護師を派遣して一定時間医療的ケアなどを代替するレスパイト事業を通じて、当該障害児の健康の保持と家族の介護負担の軽減を図りました。

### (3)医療的ケア児支援のための関係機関の連携

平成 30（2018）年度から、自立支援協議会に「医療的ケア児等支援連携部会」を設置し、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図りながら身近な地域で医療的ケア児を支援する体制づくりを進めました。また、令和元（2019）年度より、多分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的に提供するため、子ども発達支援センターに医療的ケア児コーディネーターを配置しています。

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策7	「中央区育ちのサポートシステム」の推進	(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立	A
		(2) 「育ちのサポートカルテ」の運用【重点】	A
		(3) 早期発見・早期支援の充実	A
		(4) 発達障害に対する理解の促進	A

### (1)子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立

発達障害など育ちに支援を必要とする子どもとその家族を支援するため地域の療育拠点「子ども発達支援センター ゆりのき」を平成30(2018)年4月に開設しました。障害児等の支援に知識と経験を有する、保健・福祉・教育の各コーディネーターを配置し、関係機関と連絡調整を図りながら、支援体制づくりを推進しています。

### (2)「育ちのサポートカルテ」の運用【重点】

平成30(2018)年度から、子どもに関わる機関が支援方法や課題を共有し、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供するため、子ども発達支援センターが「育ちのサポートカルテ」を一括管理して関係機関と調整しながら円滑な引き継ぎを行っています。また、令和2(2020)年度には、保護者と教職員に行ったアンケートの結果を参考に「育ちのサポートカルテ」の内容や作成の流れをわかりやすく記載したリーフレットをつくり、普及啓発に取り組んでいます。

### (3)早期発見・早期支援の充実

平成30(2018)年度から、「ゆりのき連携発達相談」として、臨床心理士およびコーディネーターを保健所・保健センターの乳幼児健診や健診後の経過観察の場に派遣し、支援が必要な子どもを直接把握して早期療育につなげています。また、全保育園・こども園を対象とした「保育園巡回相談」において、保育園の新設や相談件数の増加に対応して相談員を増員するなどの充実を図っています。

### (4)発達障害に対する理解の促進

平成30(2018)年度より、講演会の実施やリーフレットの配布などを通じて、保護者をはじめ広く地域へ発達障害に関する正しい知識の普及を図っています。また、教職員向け研修会や学識経験のあるアドバイザーからの助言などを通じて、支援に携わる職員(教員、保育士などを含む)のスキルの向上に取り組んでいます。

## 施策の方向性3「地域での共生社会の実現」

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策8	心のバリアフリーの推進	(1) 障害者差別解消の推進【重点】	A
		(2) 障害と障害者の理解のための意識啓発	A
		(3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進	A
		(4) 障害者福祉団体との連携	A

### (1)障害者差別解消の推進【重点】

「職員対応要領」や職員向け研修を通じて区の事務事業における障害者差別の解消に取り組むとともに、合理的配慮の提供の一環として、区の窓口で筆談ボードや卓上ベル等を設置し、窓口環境の改善を図りました。また、広報紙、区独自の啓発用リーフレットの区民および事業者への配布などを通じて、区民などへの普及啓発に取り組みました。

### (2)障害と障害者の理解のための意識啓発

さまざまな障害特性に対する理解や支援方法などを記載した「中央区障害者サポートマニュアル」を区立小・中学校に配布し福祉教育などに活用するとともに、窓口やホームページへの掲載、区内イベントでの配布などを通じて意識啓発に取り組みました。また、福祉センター利用者が制作に携わったモザイク平板を晴海第三公園や桜川敬老館等複合施設に設置し、障害と障害者への理解促進を図りました。

### (3)「健康福祉まつり」等による地域交流の促進

平成30(2018)年度、令和元(2019)年度ともに、「出会いとふれあいと感動と」をテーマに「健康福祉まつり」を開催するとともに、町会など地域の協力を得て、福祉センターでは「福祉センターまつり」、レインボーハウス明石では「なないろ祭」を開催するなど、区民とふれあう交流と親睦の機会を通じて「心のバリアフリー」の推進を図りました。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により各種イベント事業は中止や縮小となりましたが、代替イベントを開催し、健康や福祉に関する普及啓発や地域交流に取り組みました。

### (4)障害者福祉団体との連携

障害者福祉団体の会員数は減少傾向にありますが、障害者団体に対し運営費や交流事業に伴うバス借り上げ経費の一部助成、定例会などを通じて情報提供や意見交換を行い、障害者福祉団体の活動の支援に取り組みました。

施 策		主 な 取 組	評 価 案
施策9	障害者の権利擁護と虐待防止	(1) 成年後見制度や権利擁護の推進	A
		(2) 障害者虐待防止の推進	A

### (1)成年後見制度や権利擁護の推進

中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」と連携して成年後見制度や権利擁護事業の普及啓発を図り、利用の促進に取り組みました。

### (2)障害者虐待防止の推進

24時間365日対応可能な虐待通報・相談窓口専用電話を設置するなど、常に通報や相談に対応できる体制の運用に努めました。また、区のおしらせ、区ホームページやパンフレットなどを通じて虐待防止についての周知を図るなど、区民や事業者をはじめ幅広く普及啓発に努めました。

## 2 成果目標の達成状況

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ① 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数【達成状況:×】

第5期計画では、国の指針に基づき、平成28(2016)年度末時点の福祉施設入所者数(73人)の9%以上が令和2(2020)年度末に地域生活へ移行することを目指し、目標値を設定しましたが、入所者の障害の重度化や高齢化の進行などにより地域移行が難しい状況となっており、計画期間での実績はありませんでした。本区では、地域生活が困難となり福祉施設への入所に至ったケースがほとんどであるため、地域生活への移行を検討するケースが発生しにくいと考えられます。

今後は、概ね3年に一度行う障害支援区分認定調査などで区職員が利用者本人と面談を行う際、地域生活への移行についての希望があるか聞き取りを行うとともに、相談支援専門員や施設職員と連携し、本人の状態のアセスメントや意向確認を適宜行っていきます。

項 目		数値等
平成28(2016)年度末時点の施設入所者数		73人
【目標】地域生活移行者数		7人(9.6%)
第4期計画 (実績)	平成27(2015)年度	
	平成28(2016)年度	0人
	平成29(2017)年度	0人
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	0人
	令和元(2019)年度	0人
	令和2(2020)年度	0人

#### ② 施設入所者の地域生活への移行に関する目標【達成状況:×】

国の指針に基づき、平成28(2016)年度末時点の福祉施設入所者数(73人)から2%以上削減することを目指し、令和2(2020)年度末の入所者数を71人に設定しました。令和2(2020)年度は、第4期計画最終年度となる平成29(2017)年度の74人よりも少ない73人となりましたが、目標達成にはいたりませんでした。

項 目		数値等
平成28(2016)年度末時点の施設入所者数		73人
【目標】令和2(2020)年度末時点の施設入所者数		71人
【目標】施設入所者削減見込み数		2人(2.7%)
第4期計画 (実績)	平成27(2015)年度	
	平成28(2016)年度	73人
	平成29(2017)年度	74人
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	72人
	令和元(2019)年度	72人
	令和2(2020)年度	73人

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【達成状況:○】

平成 30（2018）年度より、精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築に向けた関係者などによる協議の場として自立支援協議会に「地域移行・地域定着部会」を設置し、長期入院から地域に戻る精神障害者が安心して暮らすための具体的支援策の検討を進めました。

項 目		数値等
【目標】令和2(2020)年度末における保健・医療・福祉関係者による協議の場		設置
第5期計画 (実績)	平成 30(2018)年度	設置
	令和元(2019)年度	設置
	令和2(2020)年度	設置

## (3) 地域生活支援拠点等の整備【達成状況:○】

地域生活支援拠点は、障害者などの地域における生活の維持および継続が図られるよう、相談、一人暮らしやグループホームなどの体験の機会や場、緊急時の受け入れ・対応などの機能を集約してグループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点であり、区市町村または各保健圏域において、少なくとも 1カ所は整備することが基本とされています。

本区においては、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備すべきかについて検討し、令和 2（2020）年度までに地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型を 1カ所整備することを目標としました。

平成 30（2018）年度から面的整備に向け、相談支援事業所連絡会や就労支援事業所ネットワーク会議、入所・グループホーム連絡会などに参加する事業者に参加を要請するなど、基本となるネットワークの強化を図るなど取組を進めました。その結果、令和 2（2020）年度末には地域生活支援拠点等の役割を担う事業所の登録が進み、面的整備型に係る一定の体制整備が図られました。なお、地域生活支援拠点の登録事業所数は、令和 2（2020）年度末で 13 事業所となりました。

項 目		数値等
【目標】令和2(2020)年度末時点の設置箇所数		1カ所
第5期計画 (実績)	平成 30(2018)年度	0カ所
	令和元(2019)年度	0カ所
	令和2(2020)年度	1カ所

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ① 一般就労への移行者数【達成状況:×】

令和2(2020)年度の一般就労への移行者数を平成28(2016)年度実績(10人)の1.5倍以上とすることを目標とし、第5期計画最終年度の目標値は15人に設定しました。

平成30(2018)年4月に法定雇用率の引き上げが施行されたことから、企業からの就労に向けた相談件数や中央区障害者就労支援センターの登録者は増加傾向にあり、平成30(2018)年度の移行者数は前年度を上回りましたが、令和元(2019)年度・令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で企業の求人数の減少や企業での実習の中止などにより、前年度を下回りました。今後は、コロナ禍による障害者雇用への影響に留意しながら、企業とのマッチングにより一般就労への移行につなげていきます。

項 目		数値等
平成28(2016)年度末の一般就労への移行者数		10人
【目標】令和2(2020)年度中の一般就労への移行者数		15人(150.0%)
第4期計画 (実績)	平成27(2015)年度	
	平成28(2016)年度	10人
	平成29(2017)年度	9人
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	12人
	令和元(2019)年度	6人
	令和2(2020)年度	4人

### ② 就労移行支援事業を利用する者の数【達成状況:×】

令和2(2020)年度就労移行支援事業の利用者数を平成28(2016)年度の利用者数(29人)の1.2倍以上とすることを目標とし、第5期計画最終年度の目標値は35人に設定しました。

区内の障害者手帳所持者数は増加傾向にある中、相談支援事業所の利用者も増加傾向にあり、平成30(2018)年度の利用者数は前年度を上回りましたが、令和元(2019)年度・令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、前年度を下回りました。現状では、就労に向けて動き出す前の心構えなど段階を踏んで学んでいるケースも多く、今後、就労への準備ができた方の利用につなげていきます。

項 目		数値等
平成28(2016)年度末の就労移行支援事業利用者数		29人
【目標】令和2(2020)年度末の就労移行支援事業利用者数		35人(120.7%)
第4期計画 (実績)	平成27(2015)年度	
	平成28(2016)年度	29人
	平成29(2017)年度	26人
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	33人
	令和元(2019)年度	23人
	令和2(2020)年度	15人

### ③ 就労移行率が3割以上の事業所の割合【達成状況:×】

令和2(2020)年度には、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の50%以上とすることを目標値に設定しました。

平成30(2018)年度には就労に向けて職場でのコミュニケーションなどを学んでいる方が多く、移行率が3割以上の事業所は25%に留まっていますが、令和元(2019)年度においては、目標を超えて全ての事業所が3割以上を達成しました。しかしながら、令和2(2020)年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で企業の求人の減少もあり、目標達成にいたりませんでした。今後は、就労移行支援事業の利用促進を図るとともに、就労移行につなげていけるよう支援を続けていきます。

項 目		数値等
【目標】令和2(2020)年度末における就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所の割合		50.0%
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度(全4事業所)	25.0%(1事業所)
	令和元(2019)年度(全3事業所)	100.0%(3事業所)
	令和2(2020)年度(全3事業所)	33.3%(1事業所)

### ④ 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率【達成状況:○】

就労定着支援事業は、平成30(2018)年4月から始まった新規サービスで就労支援等のサービスを受けて一般就労へ移行した障害者などに対して、就労定着に向けた支援(企業・家族との連絡調整や生活面の支援など)を行っています。

職場定着率については、平成30(2018)年4月に事業を開始してから2年間実績を重ねたことで、事業者においては効果的な支援方法が確立していき、企業においてはサービスに対する認知度・理解度が向上したことにより、令和2(2020)年度においては、職場定着率80%の目標を達成しました。

項 目		数値等
【目標】令和元(2019)年度末、令和2(2020)年度末現在の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率		80.0%
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度(対象者1人)	100.0%(1人)
	令和元(2019)年度(対象者13人)	38.5%(5人)
	令和2(2020)年度(対象者11人)	90.9%(10人)

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### ① 児童発達支援センターの設置数【達成状況:○】

発達障害や育ちに支援が必要な子どもとその家族に対して、適切な相談や支援を行う地域の療育の拠点として子ども発達支援センターを平成30(2018)年4月に設置しました。

項 目		数値等
【目標】令和2(2020)年度末時点の設置箇所数		1カ所
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	1カ所
	令和元(2019)年度	1カ所
	令和2(2020)年度	1カ所

### ② 保育所等訪問支援を利用できる体制【達成状況:○】

本区では、平成27(2015)年度より保育所等訪問支援が利用できる体制を確保しています。

項 目		数値等
【目標】令和2(2020)年度末における保育所等訪問支援を提供することができる体制		整備済み
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	整備済み
	令和元(2019)年度	整備済み
	令和2(2020)年度	整備済み

### ③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の数【達成状況:○】

子ども発達支援センターの児童発達支援事業(集団療育)において、重症心身障害児(医療的ケア児を含む)が親子で通所するクラスを週1回実施しました。

また、平成30(2018)年度には重症心身障害児(医療的ケア児を含む)を対象とした民間の放課後等デイサービス事業所の開設に向けた支援に取り組み、区独自の補助制度を利用して平成31(2019)年4月に十思スクエア内において放課後等デイサービス事業所を開設しました。なお、現在の放課後等デイサービス事業所は、令和2年度より都の指定を受けて運営を開始しました。

項 目		数値等
【目標】令和2(2020)年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の数		1事業所
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	1事業所
	令和元(2019)年度	1事業所
	令和2(2020)年度	2事業所

### ④ 保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場【達成状況:○】

医療的ケア児支援のための関係機関の連携として、医療的ケアが必要な障害児などが身近な地域で心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、自立支援協議会に「医療的ケア児等支援連携部会」を設置し、関係機関の連携を図っています。

項 目		数値等
【目標】令和2(2020)年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場		設置
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	設置
	令和元(2019)年度	設置
	令和2(2020)年度	設置